

事務事業の実施状況に係る点検・評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りながら点検・評価を行い、その結果を公表し、効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たす必要がある。

このため、平成29年度の取組について「山口県教育振興基本計画(H25.10策定・H27.3改定)」の施策体系に沿って点検・評価を行う。

1 点検・評価の方法

教育振興基本計画に掲げる30の施策、10の緊急・重点プロジェクトについて、できる限り定量的な状況を把握しながら取組状況を点検し、各項目の評価を行った。

(1) 施策の評価

各施策の「主な取組(■印)」ごとの実績や関連指標の到達状況を踏まえ、進捗状況を5段階(☆~☆☆☆☆☆)で示し、それを平均したものを施策全体の進捗状況として3段階で示した。

- [☆☆☆☆☆] 計画を上回り進捗
- [☆☆☆☆] ほぼ計画どおりで順調
- [☆☆☆] 一部に課題はあるが概ね順調
- [☆☆] 全体的に遅れている
- [☆] 大幅に遅れがある

主な取組の進捗	平均	星の数	評価結果
☆☆☆☆☆			3.7以上
☆☆☆☆		2.3以上3.7未満	一部に課題はあるが概ね順調
☆☆☆		2.3未満	取組に課題あり
☆☆			
☆			

(2) 緊急・重点プロジェクトの評価

各緊急・重点プロジェクトの「具体的な取組内容(◆印)」ごとの実績や関連指標の到達状況を踏まえ、進捗状況を5段階(☆~☆☆☆☆☆)で示し、それを平均したものをプロジェクト全体の進捗状況として3段階で示した。

- [☆☆☆☆☆] 計画を上回り進捗
- [☆☆☆☆] ほぼ計画どおりで順調
- [☆☆☆] 一部に課題はあるが概ね順調
- [☆☆] 全体的に遅れている
- [☆] 大幅に遅れがある

主な取組の進捗	平均	星の数	評価結果
☆☆☆☆☆			3.7以上
☆☆☆☆		2.3以上3.7未満	一部に課題はあるが概ね順調
☆☆☆		2.3未満	取組に課題あり
☆☆			
☆			

2 点検・評価の流れ

- ① 各施策と緊急・重点プロジェクトについて所管課（室）で点検
- ② 教育庁内において点検結果を踏まえた評価を実施
- ③ 教育振興推進会議の意見・提言を踏まえた最終案を教育委員会へ提案

3 点検・評価の結果の反映

点検・評価の結果、取組状況に課題があるものや、関連指標の目標に未到達となっているものについては、取組内容の見直し、改善を行うなど、次年度の取組に反映する。

[点検・評価結果の次年度以降の取組への反映のイメージ]

